



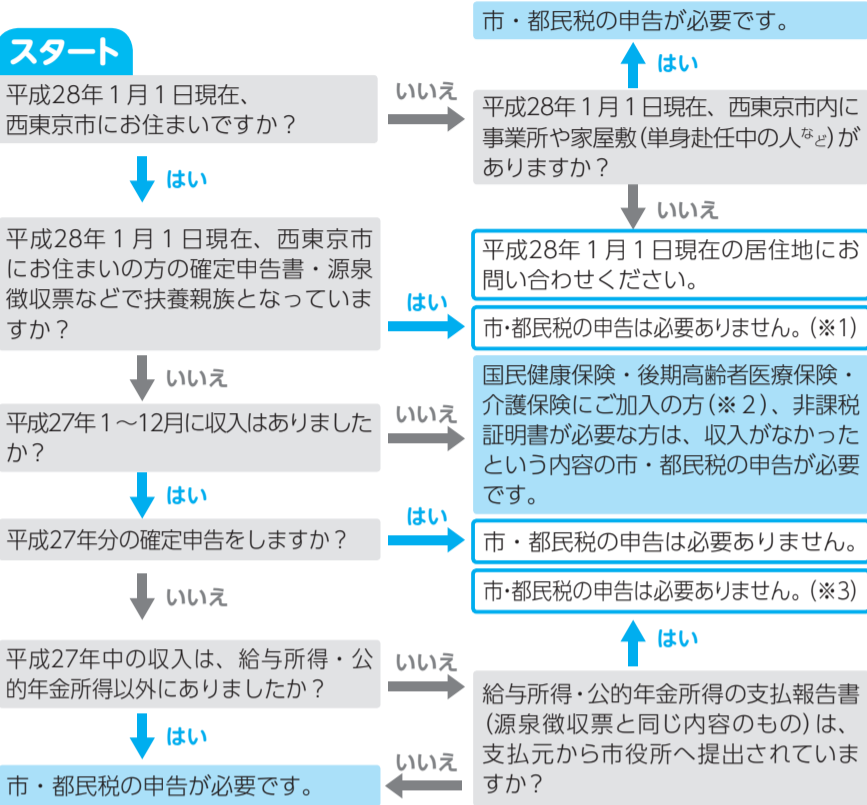
2月16日(火)から税の申告が始まります

申告期間 2月16日(火)～3月15日(火)

市民税・都民税の申告は市役所へ

◆市民税課 田 (☎042-460-9827・9828)

市民税・都民税の申告は必要ですか？



- ※1 非課税証明書に所得金額の記載が必要な方は、市・都民税の申告が必要です。
- ※2 所得金額により保険料などの軽減を受けられる場合があります。
- ※3 扶養控除や生命保険料控除などの控除内容が、支払報告書の内容から変更になる場合には、確定申告または市・都民税の申告が必要な場合があります。

税務署からのお知らせ

東村山税務署の確定申告書作成会場の開設は2月8日(月)から

還付申告は、2月15日(月)以前でも提出を受け付けています(土・日曜日、祝日を除く)。
※2月5日(金)までは、常設窓口での対応のみとなり大変混雑しますので、来署はご遠慮ください。

申告と納税の期限

- 所得税および復興特別所得税 2月16日(火)～3月15日(火)
- 贈与税 2月1日(月)～3月15日(火)
- 消費税・地方消費税 3月31日(木)まで

税理士による無料申告相談

東京税理士会所属の税理士による無料申告相談をぜひご利用ください。小規模納税者の「所得税および復興特別所得税」・「個人消費税」、年金受給者ならびに給与所得者の「所得税および復興特別所得税」の申告書(土地・建物・株式などの譲渡所得のある場合を除く)を作成して提出できます。申告書などの提出のみの場合は、直接税務署へ提出してください(郵送可)。

- 時 2月8日(月)～12日(金)(祝日を除く) 午前9時30分～午後3時30分
- 場 防災センター
- 持 申告に必要な添付書類・筆記用具・

問 東村山税務署(〒189-8555東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811)
※1月から駐車場が使用できません。車での来署はご遠慮ください。

計算器具・申告書の控え(前年以前に申告した場合)
※受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。
※受付初日の午前中は大変混雑いたします。混雑を避けるなど、ご協力をお願いします。
※所得金額が高額な場合や相談内容が複雑な場合は、税務署をご利用ください。
※車での来場はご遠慮ください。

日曜窓口開設

土・日曜日は閉庁日ですが、東村山税務署では、2月21日(日)・28日(日)に限り、確定申告書作成の相談および申告書の受け付けを行います。
※国税の領収・納税証明書発行・電話相談は行いません。

□ 受付時間 午前9時～午後5時

確定申告書はご自分で作成して提出を!

「所得税および復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙などは、国税庁HPからダウンロードできます。国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することにより、計算誤りのない申告書などを作成することができますので、ぜひご利用ください。

市民税・都民税の申告書は郵送でも受け付けています

申告書に必要な事項を記入のうえ、源泉徴収票や証明書類などを添付し、〒188-8666市役所市民税課へ郵送してください。申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封してください(就学援助費の申請などで必要となることがあります)。

申告受付期間中の市民税課への電話

2月16日(火)～3月15日(火)は、市民税課職員の多くが受付会場に移動しているため、電話がつながりにくい場合や、呼び出し音が鳴っていてもすぐに対応できない場合があります。
電話でのお問い合わせは、できる限り2月15日(月)までをお願いします。ご理解・ご協力をお願いします。

控除対象となる社会保険料などの確認は?

◆国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

申告額は平成27年1月1日～12月31日に支払った額(過年度分を平成27年中に支払った場合を含む)です。申告の際に領収書の添付は不要です。

- ◆保険年金課 田 (☎042-460-9822) …国民健康保険料
- ◆保険年金課 田 (☎042-460-9823) …後期高齢者医療保険料
- ◆高齢者支援課 保 (☎042-438-4031) …介護保険料

◆国民年金保険料

確定申告には、次のものが必要です。
①平成27年9月30日までに納付された方…11月上旬に日本年金機構から送付済みの控除証明書(はがき)

- ②①に該当し、引き続き10月1日以降に納付された方…領収書
- ③平成27年10月1日～12月31日の間に初めて保険料を納付された方…2月上旬に日本年金機構から送付する控除証明書

問 控除証明書等専用ダイヤル (☎0570-058-555 ※3月15日(火)まで) ※IP電話からは(☎03-6700-1144)へ 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)

- ◆保険年金課 田 (☎042-460-9825)

介護保険サービス利用料・おむつ代は医療費控除の対象となります

◆介護保険サービス 平成27年中に支払った介護保険サー

ビスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。申告の際には医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。控除対象などはお問い合わせください。

◆高齢者支援課 保 (☎042-438-4030) ◆おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、過去におむつ代の医療費控除を受けたことがあり、要介護認定を受けている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。その場合、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、あらかじめお問い合わせください。
◆高齢者支援課 保 (☎042-438-4105)

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

申告に必要なものなど詳細は、市報や市報1月15日号をご覧ください。

場所	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口	芝久保公民館	2月1日(月)	○	○	-	○
	新町福祉会館	2月2日(火)	○	○	-	○
	住吉会館ルピナス	2月3日(水)	○	○	-	○
	柳沢公民館	2月4日(木)	○	○	-	○
	ひばりが丘公民館	2月5日(金)	○	○	-	○
田無庁舎2階展示コーナー	2月16日(火)～3月15日(火)	午前9時～午後4時 ※2月19日(金)・26日(金)は、夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
保谷庁舎1階臨時窓口	2月16日(火)～3月8日(火)	午前9時～午後4時	○	○	-	○
防災センター	3月9日(水)～15日(火)	午前9時～午後4時	○	○	○	○
防災センター ※税理士による無料申告相談会	2月8日(月)～12日(金)	午前9時30分～午後3時30分	-	-	○	-

市で相談できる所得税の確定申告は、給与所得者の還付申告や公的年金など簡易な申告です。土地・建物・株式の売却による譲渡所得などの分離課税を含む申告や、初めて住宅ローン控除を受ける申告、雑損控除・災害減免・外国税額控除の申告、事業所得の収支内訳書・決算書の書き方など、複雑な内容は税務署でご相談ください。

※土・日曜日、祝日を除きます。
※「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書をお預かりするものです。
※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。
※受付初日と受付締切間際は、窓口が大変混雑いたします。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。
※市民税・都民税申告書および所得税の確定申告書の用紙は、市役所(両庁舎)・各出張所で配布しています。所得税の確定申告書は、国税庁HPでダウンロードや作成することができますので、ぜひご利用ください。
※各会場とも車での来場はご遠慮ください。